

第120回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和3年2月18日(木)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和3年2月18日(木)午後1時59分
- 3 閉会の日時 令和3年2月18日(木)午後3時02分
- 4 会議の場所 岡山市役所 7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数 17名 出席 17名 欠席 0名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	10	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	13	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	14	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	16	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	17	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 井上 満千夫 総務・農政担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 竹田 了久 主任 中島 明子	参事監 真田 明彦 農地担当課長 佐藤 孝司 農地担当係長 奥山 英明
--	---

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(下限面積)及び区域の指定について
- (3) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (4) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (5) 転用事業計画変更承認申請について
- (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
- (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
- (8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定及び転貸)
- (9) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について

- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について
- (6) 農地の競売に対する買受適格証明願（転用目的）について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 連絡事項

9 議事録署名委員の番号及び氏名

4番：板野 元次 9番：國定 豪

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会
第120回総会を開会します。（あいさつ）

議 長 議事録署名委員を指名します。4番 板野 元次 委員、
9番 國定 豪 委員 にお願いします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 （議案訂正等の説明）

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、
を上程します。申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請
についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願い
します。

奥山係長 1 ページ1番、5番、6番、7番は受人が同一で同時申請ですので、併せて
説明します。受人は北区桑田町に居住し、世帯で約31アールの農地を耕作す
る農業者ですが、増反により1番、5番、6番、7番の芳賀の畑をそれぞれ所
有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をす
べて満たしていると考えます。

2番、受人は北区芳賀に居住し、世帯で約89アールの農地を耕作する農業
者ですが、増反により檜津の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をす

べて満たしていると考えます。

3番、受人は、北区富原に居住し、世帯で約72アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により富原の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は北区日応寺に居住し、世帯で約68アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により日応寺の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

角南委員 中・中央地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 8番、受人は新庄下に居住し、約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により新庄下の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は和井元に居住し、世帯で約80アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により和井元の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は日近に居住し、世帯で約39アールの農地を耕作する農業者

ですが、受贈により日近の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は高松稲荷に居住し、世帯で約58アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により高松稲荷の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は苔山に居住し、世帯で約93アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により苔山の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は粟井に居住し、世帯で約50アールの農地を耕作する農業者ですが、死因贈与により苔山の田、粟井の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は中区乙多見に居住し、世帯で約93アールの農地を耕作していますが、東花尻の畑について、親子間で3年間の使用貸借権の設定をしようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、8番から14番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 彼の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2 ページ 15 番、3 ページ 18 番の 2 件は、先月保留となった案件です。先月は、御津矢原の農地について、地域との調整が必要との意見から保留となりましたが、その後、申請人と地域農業者との間で調整ができています。申請内容は先月と同様で、また、受人も同一法人で同時申請となりますので、15 番、18 番の 2 件を併せて説明します。受人は令和 2 年 4 月 24 日に設立され、北区表町一丁目に本店を置き、障害福祉サービス事業を主な事業とする法人です。15 番では御津矢原の畑に、また、18 番では建部町大田の畑にそれぞれ 5 年間の使用貸借権を設定し、新規に就農しようとするものです。営農計画書によると、当該法人の従業員及び同法人が運営する B 型事業所の利用者により、黒ゴマの栽培を行う計画になっています。

一般法人でも解除条件付きの契約であることなど、一定の要件を満たせば農地を借り入れて農業を営むことができ、当該法人はその要件を満たしていると考えます。また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積 30 アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

16 番、受人は北区下伊福西町に居住していますが、御津下田の田及び畑を所有権移転して新規に就農しようとするものです。なお、受人は御津下田の住宅を購入し、そこを拠点に就農する計画となっています。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積 30 アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

17 番、受人は御津河内に居住し、世帯で約 50 アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津河内の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 30 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

19 番、20 番は受人が同一で同時申請ですので、併せて説明します。受人は建部町品田に居住し、世帯で約 18 アールの農地を耕作する農業者ですが、

増反により 19 番では建部町品田の田を所有権移転し、また、20 番では建部町品田の田に 3 年間の使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積 30 アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

21 番、受人は新見市に居住し、世帯で約 47 アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町品田の田及び畑を所有権移転しようとするものです。なお、今回の農地取得に伴い先行して取得予定の農地周辺にある空き家住宅を購入しており、その住宅を拠点として営農するとのことでした。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 30 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、15 番から 21 番までの 7 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からをお願いします。

中島主任 22 番、受人は迫川に居住していますが、父が所有する藤田の田に 10 年間の使用貸借権を設定して、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積 50 アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

23 番、受人は郡に居住し、世帯で約 23 アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により母が所有する郡の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積 20 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、受人は小串に居住し、世帯で約67アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により小串の畑を所有権移転しようとするものです。

受人は、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がなく、下限面積20アールを超えています。しかし、所有農地の中に非耕作地があるため、営農計画書の提出を求めましたが、その内容に疑義があり、保留意見となりました。

25番、26番は受人が同一で同時申請ですので、併せて説明します。受人は浜野二丁目に居住し、世帯で約31アールの農地を耕作する農業者で、賃貸借契約の解消に伴い、25番は借入地の取得により浜野二丁目の田を所有権移転しようとするものです。26番は契約内容の変更で、農地の賃貸借権を使用貸借権に変更しようとするものです。なお、設定期間は令和3年2月18日から令和5年2月28日までです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

27番、受人は郡に居住し、世帯で約42アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により北浦の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

28番、受人は山田に居住し、世帯で約70アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により山田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

29番、受人は小串に居住し、世帯で約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により阿津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

30番、受人は令和3年に設立され、南区泉田に本店を置く農地所有適格法人で、新規就農により西七区の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

株主要件など農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積50アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で22番から30番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、24番は保留意見、その他8件を許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区30番までの30件の内、南区24番は保留、その他29件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（2）農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）及び区域の指定についての審議に入ります。御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ1番、この案件は、空き家に付随する農地を空き家と合わせて取得する場合に特別に下限面積を緩和して、遊休農地の発生防止・解消を図ろうとするものです。本日、お手元に配布しています資料をご覧ください。この取扱いは、都市計画法の関係で御津・建部地区に限定した上で、平成31年4月1日から施行しているものです。緩和の要件は、①御津・建部地域内の農地と空き家であること、②緩和の適用を受ける農地が付属する空き家は、本市「空き家情報バンク」に登録されていること、③緩和する下限面積は、おおむね1アールとすること、④空き家と農地を合わせて取得（所有権移転）し、管理及び耕作を行うこと、⑤荒廃農地（農地利用が不可能）でないこと、としています。

今回の農地取得予定者は、申請地とともに空き家バンクを通じて建部町下神目
[REDACTED]の住宅を取得しようとするものであり、当該農地はいずれも小
面積の畑で遊休地化のおそれがあること、また、下限面積緩和によって周辺に
おける集団的な農地利用に支障を及ぼす恐れがないと考えられることから、下
限面積緩和の要件を満たすと判断されます。今月、下限面積の緩和が承認され
た場合、今回の申請地3筆に対して、その旨を公示した後に農地法第3条所有
権移転の申請がなされることとなります。ご審議いただく内容は、取得後問題
なく農地利用が図られるかということになります。御津・建部地区協議会では
承認意見となっています。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員
さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明
のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等（2）については、1番の3筆について下限面積
をそれぞれの農地面積として決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（3）農地法第
4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。御津・建部
地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 6ページ1番、前回、保留とした案件で、転用目的は営農型太陽光発電設備
の設置です。この案件は当初、令和元年10月に申請されましたが、申請内容
に疑義があったため、取下げや不許可を挟み、先月まで保留となっていた案件
です。前回は、「営農計画書」の内容及びパネル下の植栽計画に疑義があっ
たため、保留となりましたが、その後補正が行われ、申請書類として必要な
内容が整ったと考えています。御津・建部地区協議会で協議した結果、営農
に関して地域との関係を調整する必要があるとの意見から保留意見となっ
ています。申請内容については、本日、お手元に資料をお配りしていますの

で、ご確認いただければと存じます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 2番、転用目的は自己住宅です。申請人は、倉敷市茶屋町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、自己所有地であり、また、実家に隣接する申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、自己所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は農地改良工事のための一時転用です。申請人は平成30年に設立され、南区浦安本町に本店を置き、約84アールの農地を耕作する農地所有適格法人です。申請地を農地改良し、シイタケ栽培用の農作物栽培高度化施設として利用しようとするものです。農地改良期間は令和3年3月1日から令和3年12月30日までです。

農地区分は、農用地区域内の農地ですが、農地改良のための一時転用であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

4番、申請等(4)農地法第5条の規定に基づく許可申請15番、16番と同時申請となっています。転用目的は農地改良工事のための一時転用です。申請人は平成29年に設立され、倉敷市福田町古新田に本店を置き、約50アールの農地を耕作する一般法人です。申請地を農地改良し、ねぎのハウス栽培に利用しようとするものです。農地改良期間は、許可日から令和3年4月30日までです。

農地区分は、農用地区域内の農地ですが、農地改良のための一時転用であり、

例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

久山委員 南区協議会で、2番から4番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（3）については、御津・建部地区1番から南区4番までの4件の内、御津・建部地区1番は保留、その他3件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。なお、4番は転用面積が3,000㎡を超えていますので、2月26日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。次に、申請等（4）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7ページ1番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は歯科診療所です。申請人は、倉敷市内の歯科診療所に勤務していますが、独立開業を考え事業用地を探していたところ、接続道路が広く、近隣に大規模な住宅団地があり、顧客の需要を見込むことができる申請地が開業するにあたり最適であると考え、申請地を所有権を移転し、歯科診療所を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は露天駐車場です。一時転用期間は、許可日から3年間です。申請人は平成11年に設立され、北区大窪

に本店を置き、地質調査業を主な事業としています。申請人は、令和2年12月に南区藤田から現本店所在地に本店を移転しましたが、本店敷地が手狭であり、従業員が利用する駐車スペースを新たに確保するため、本店から約15mの距離に位置する申請地に賃貸借権を設定し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、令和2年10月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は父親が所有する実家に、申請人家族、両親及び妹の7人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く父の農業の手伝いがしやすい父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には両親及び妹が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、令和2年10月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は北区平田の借家に夫婦2人で居住していますが、子どもの出産予定があり、家財道具が増え住居が手狭になるため、妻の実家に近く便利な義父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は北区今保の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

角南委員 中・中央地区協議会で、1番から5番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7ページ6番、7番、8ページ8番は、受人及び転用目的が同一で同時申請ですので、併せて説明します。受人は平成22年10月15日に設立し、北区御津紙工に主たる事務所を置く学校法人です。現在、学校敷地内に中学校、高校及び大小3つの学生寮が存在していますが、定員が最も大きな学生寮では男女が同じ建物内で一緒に生活している状況でもあり、この度、密集化の緩和、風紀上の懸念、再来年度以降の入学生募集へのアピールに対応するため学校敷地に隣接する申請地を取得及び賃借し、女子寮を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、6番から8番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 9番、10番は、受人及び転用目的が同一で同時申請ですので、併せて説明します。申請人は、北区平野の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く、夫婦の勤務先にも近い10番の

祖母所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。また、9番は住宅への進入路とするため申請地を所有権移転し、一体的に利用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖母の所有地及び隣接地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、令和2年10月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は泉田四丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居に近く、生活環境が変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己住宅兼事務所です。申請人は南区豊浜町の持ち家兼事務所に居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、仕事上の取引先に近い申請地を所有権移転し、自己兼用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は自己住宅です。申請人は北区庭瀬の借家に家族2人で居住していますが、出産を控え、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫婦の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル以内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は自己住宅です。申請人は北区奥田西町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の姉宅に近く、姉に子どもの世話を頼みやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル以内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、16番は、同時申請で関連がありますので、併せて説明します。なお、申請等(3)農地法第4条の規定に基づく許可申請4番とも同時申請となっています。転用目的は農地改良工事のための作業用通路としての一時転用です。申請人は申請地北側の農地を農地改良する計画で、そのための資材搬入用通路が必要となったため、賃貸借権を設定し、一時転用しようとするものです。一時転用期間は、許可日から令和3年4月30日までです。

農地区分は、農用地域内の農地ですが、仮設工作物の設置その他一時的な利用であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

久山委員 南区協議会で、9番から16番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(4)については、中・中央地区1番から南区16番までの16件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等(5)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からをお願いします。

奥山係長 9ページ1番、当初は令和2年10月に露天駐車場を目的として農地法第5条許可を受けましたが、その後、計画変更して申請地の一部に保育園舎を建築するとともに露天駐車場のレイアウト及び台数を変更しようとするものです。

事業者、転用面積などの変更はなく、問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

角南委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2番、申請人は当初、単独で自己住宅を建築する計画で令和3年1月に農地法第5条許可を受けましたが、妻と2人での共有名義でなければ融資が見込まれないため、今回、転用事業者を夫婦2人とする変更を行うものです。転用面積や建築内容の変更はなく、問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、2番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（5）については、中・中央地区1番、北・吉備地区2番の2件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（6）所有権の移転、申請等（7）利用権の設定、申請等（8）利用権の設定及び転貸を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

奥山係長　　まず、（６）所有権の移転は、１０ページ中・中央地区１番、２番、１１ページ南区１番、２番の４件です。これらは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、１０ページ１番は所有者から財団への所有権移転、その他３件は財団から担い手への所有権移転です。次に、（７）利用権の設定は、１２ページ中・中央地区１番から１７ページ御津・建部地区６番までの４３件で、農地中間管理機構が貸し付け希望の農家の農地に中間管理権を設定するものです。最後に、（８）利用権の設定及び転貸は、１８ページ南区１番から３番までの３件で、農地中間管理機構が貸し付け希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画となります。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

議　　長　　ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　それでは、申請等（６）から（８）までの岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし。

議　　長　　それでは、そのように決定いたします。次に申請等（９）農地法第３条の３第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長　　１９ページ中・中央地区１番から２３ページ南区１８番までの１８件で、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、いずれも相続による所有権の取得です。あっせん希望は、３番及び１３番が有り、その他は有りません。あっせん希望有りのものは、内容を確認し、担当委員と協議予定です。各地区協議会の協議では、全件受理の意見となっています。

議　　長　　事務局から説明がありましたが、申請等（９）の１８件については、全件受理と決定してよろしいか。

全　　員　　異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に、報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、２４ページ１番から７番までの７件です。転用目的は、貸露天駐車場１件、自己住宅等２件、共同住宅４件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、２５ページ１番から２６ページ１８番までの１８件です。転用目的は、共同住宅１件、分譲住宅地１１件、自己住宅１件、露天駐車場４件、敷地内通路１件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、２７ページ１番から２９ページ１４番までの１４件で、解約理由は、１番及び７番が転用目的、その他は耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に、報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、３０ページ１番から３番までの３件で、内容は、進入路１件、農業用通路１件、農業用倉庫１件です。

次に、報告（５）農地改良届については、３１ページ１番から４番までの４件で、内容は、普通野菜畑・果樹園１件、果樹園１件、普通野菜畑２件です。

最後に、報告（６）農地の競売に対する買受適格証明願（転用目的）については、３２ページ１番から３番までの３件で、転用目的は、分譲住宅用地１件、一般住宅・露天駐車場等１件、露天資材置場１件で、いずれも証明書を交付しています。競売年月日は記載のとおりとなっています。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし。

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （第２号議案について説明）

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他にありませんか。

事務局 次回総会予定（3月18日（木） 岡山市役所7階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時2分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員